

令和4年1月18日

ご家族様各位

社会福祉法人岐協福祉会
理事長 林 直康

面会制限についてのお願い

日頃は社会福祉法人岐協福祉会をご利用頂き、ありがとうございます。

さて、新たな変異株「オミクロン株」の感染激増を受け、岐阜県は令和4年1月17日付けにて「第6波非常事態宣言」を発出し、更に1月21日付で「まん延防止等重点措置」の対象区域に指定されました。

当施設におきましては、感染症予防に十分留意しておりますが、利用者様の健康を第一に考え、対面による面会を中止させていただきます。何卒、ご理解ご協力頂きますようお願い申し上げます。

記

1. 対面での面会について

- ・「緊急事態宣言」または「まん延防止等重点措置」の対象地域の方
面会は原則禁止とし、オンライン面会のみに対応とさせていただきます。
期間：令和4年1月18日（火）から2月18日（金）

2. オンライン面会の実施 ※ご希望される方は、必ず事前にご連絡ください。

- ・ライン、ズームなどのアプリを利用します。詳しくは同送の説明書をご覧ください。
- ・インターネット環境のあるパソコン・スマートフォンをお持ちの方は来苑しなくとも可能です。
- ・お持ちでない方は施設の面会スペースからでもオンライン面会が可能です。

3. 面会対応の詳細は、各事業所担当者までお問い合わせ下さい。

- ・特別養護老人ホーム大洞岐協苑 担当：櫻井 058-241-7676
- ・ケアハウス大洞岐協苑 担当：三輪 058-242-1143
- ・グループホーム大洞岐協苑 担当：三輪 058-242-1153
- ・介護付有料老人ホーム日野岐協苑 担当：河合 058-245-1212
- ・地域密着型特別養護老人ホーム第2大洞岐協苑
担当：平田 058-213-3936

以上